

病児保育事業の届出について

病児保育事業を行う場合は、認可であるか認可外であるかや、市の委託事業であるか自主事業であるかにかかわらず、児童福祉法第34条の18の規定により、あらかじめ市長への届出が必要です。また、届け出た事項に変更が生じた場合は変更の日から1か月以内に、事業を廃止等する場合はあらかじめ、市長への届出が必要です。

1 根拠法令等

(1) 根拠法令

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第6条の3第13項、第34条の18及び第34条の18の2

〔事業〕

第6条の3

⑬ この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童であつて、疾病にかかっているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

〔病児保育事業〕

第34条の18 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、病児保育事業を行うことができる。

② 国及び都道府県以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

③ 国及び都道府県以外の者は、病児保育事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

〔報告及び立入調査等〕

第34条の18の2 都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、病児保育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

② 第18条の16第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

③ 都道府県知事は、病児保育事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

(2) 基準・関係通知等

- ・「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・〔特定子ども・子育て支援施設等の確認を受ける場合〕
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号） 第7条第10項第7号
特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

2 事業の種類等

事業の種類	実施場所	実施期間	特定子ども・子育て支援施設等の確認※
病児対応型	病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設	認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業の場合は年度単位での実施とし、それ以外は任意	可
病後児対応型			
体調不良児対応型	保育所等		
非施設型（訪問型）	児童の自宅		

※特定子ども・子育て支援施設等の確認とは、幼児教育・保育の無償化のための施設の確認のこと（子ども・子育て支援法第30条の11）。なお、認定こども園、保育所、幼稚園、小規模保育事業、事業所内保育事業の場合は、年度単位での実施とする。

3 留意事項

- ・病児保育事業の届出を受理した後、施設名等を公表します。
- ・病児保育事業の対象となる乳幼児以外の乳幼児を保育する場合は、認可外保育施設（法届出対象施設・顧客児童限定保育施設）の届出の対象となることがあります。

浜松市子ども家庭部幼児教育・保育課 企画調整グループ
TEL：457-2827 E-mail:youho@city.hamamatsu.shizuoka.jp